

令和7年度第1回かすみがうら市地域公共交通会議

日時 令和7年5月12日（月）

午前10時00分から

場所 かすみがうら市役所

千代田庁舎防災センター研修室

次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

議案第1号 千代田神立ラインの運行見直しについて

承認第1号 令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

承認第2号 令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議決算について

報告第1号 令和6年度地域公共交通計画の事業評価について

報告第2号 新高校生向けお試し乗車券について

報告第3号 デマンド型乗合タクシー及び千代田神立ラインに係る意見公募の結果について

4 その他

5 閉会

かすみがうら市地域公共交通会議

該当	No.	団体名	所属	役職名	氏名
第1号	1	かすみがうら市	市長(会長)		宮嶋 謙
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局		首席運輸企画専門官	柿本 憲治
	3	関東運輸局茨城運輸支局		首席運輸企画専門官	小菅 達也
	4	茨城県政策企画部	交通政策課	課長	伊藤 豪人
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課	課長	針谷 直之
	6	茨城県土浦警察署	交通課	課長	東 直人
第3号	7	関東鉄道株式会社		常務取締役	廣瀬 貢司
	8	有限会社千代田タクシー		代表取締役	海老原 夏美
	9	有限会社美並タクシー		代表取締役	臼井 忠
	10	霞ヶ浦交通株式会社		代表取締役	島田 豊
	11	有限会社神立観光		代表取締役	斉藤 道弘
第4号	12	一般社団法人茨城県バス協会		専務理事	古賀 重徳
	13	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会		専務理事	服部 透
第5号	14	関東鉄道株式会社 労働組合		書記長	中村 正之
第6号	15	かすみがうら市議会		議長	来栖 丈治
第7号	16	かすみがうら市区長会		副会長	齊藤 英雄
	17	かすみがうら市老人クラブ連合会		会長	佐藤 俊治
	18	かすみがうら市PTA連絡協議会		会長	磯山 健史
	19	かすみがうら市商工会		会長	川井 義久
	20	地域女性団体連絡会		会長	相馬 てる子
第8号	21	筑波大学大学院システム情報工学研究科		教授	谷口 綾子
第9号	22	土浦市	都市政策部	部長	飯泉 貴史
	23	行方市	企画部	部長	谷川 達郎
	24	かすみがうら市	総務企画部	部長	横田 茂
	25	かすみがうら市	保健福祉部	部長	羽成 英明
	26	かすみがうら市	都市建設部	部長	稲生 政次
	27	かすみがうら市	産業経済部	部長	貝塚 裕行
	28	かすみがうら市	教育委員会事務局	部長	仲澤 勤

千代田神立ラインの運行見直しについて

1 見直しの概要

令和元年10月より運行開始されている市内循環ルートにおいては、停留所の利用率が低く、令和4年4月に運行ルートの一部見直しを実施したが改善が見込めない状況が続いている。

また、移動需要が減少する中、燃料費や原材料費の高騰、不足する運転士の確保に伴う人件費など、運行経費も増加している。

そのため、デマンド型乗合タクシー等の代替え手段のある千代田神立ラインについて、運行ルートや運航日、運賃の見直しについて令和7年7月から実施するもの。

(1) 運行ルート

利用割合が低調な市内巡回ルートを廃止し、神立駅東口から土浦協同病院へのルートを維持する内容へ運行ルートを変更する。

(2) 曜日ごとの便数について

利用者が低調な土日祝日等の運休を令和7年7月から行い、燃料費や原材料費、人件費の高騰に伴う運行経費の縮減に努める。

※運休日：土日祝日及び12/29～1/3

※運行日数：【現行】365日⇒【見直し後】約240日

(3) 運賃について

民間事業者が運行する一般路線と重複する区間における異種運賃（同一区間であるが、運行事業者によって運賃が異なる状態）を令和7年7月から下記のとおりとする。



○運賃改定表

路線	運賃	現行		改定後	
		千代田神立ライン	一般路線バス	千代田神立ライン	一般路線バス
初乗り		170円	190円	<u>190円</u>	190円
おおつ野台～ 土浦協同病院		170円	190円	<u>190円</u>	190円

令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

1 会議

第1回 (書面協議)

日時 令和6年5月22日(水)

- 内容
- ・かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について
 - ・令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について
 - ・令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について
 - ・令和5年度地域公共交通計画の事業評価について
 - ・新高校生等向けお試し乗車券について

第2回 (書面協議)

日時 令和6年6月14日(金)

- 内容
- ・地域公共交通確保維持事業に係る計画(案)について

第3回 (書面協議) ※運賃協議会を同時協議

日時 令和6年8月27日(木)

- 内容
- ・かすみがうら市デマンド型乗合タクシーの実証実験について
 - ・かすみがうら市デマンド型乗合タクシーの運賃設定について

第4回 (書面協議)

日時 令和7年1月24日(金)

- 内容
- ・かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納事業実施要項の一部改正について
 - ・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に係る地域公共交通計画等の変更について
 - ・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

第5回 (書面協議)

日時 令和7年3月11日(火)

- 内容
- ・デマンド型乗合タクシーにおける実証実験の結果について
 - ・令和7年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について
 - ・令和7年度地域公共交通運行計画(案)について
 - ・令和7年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

2 霞ヶ浦広域バス

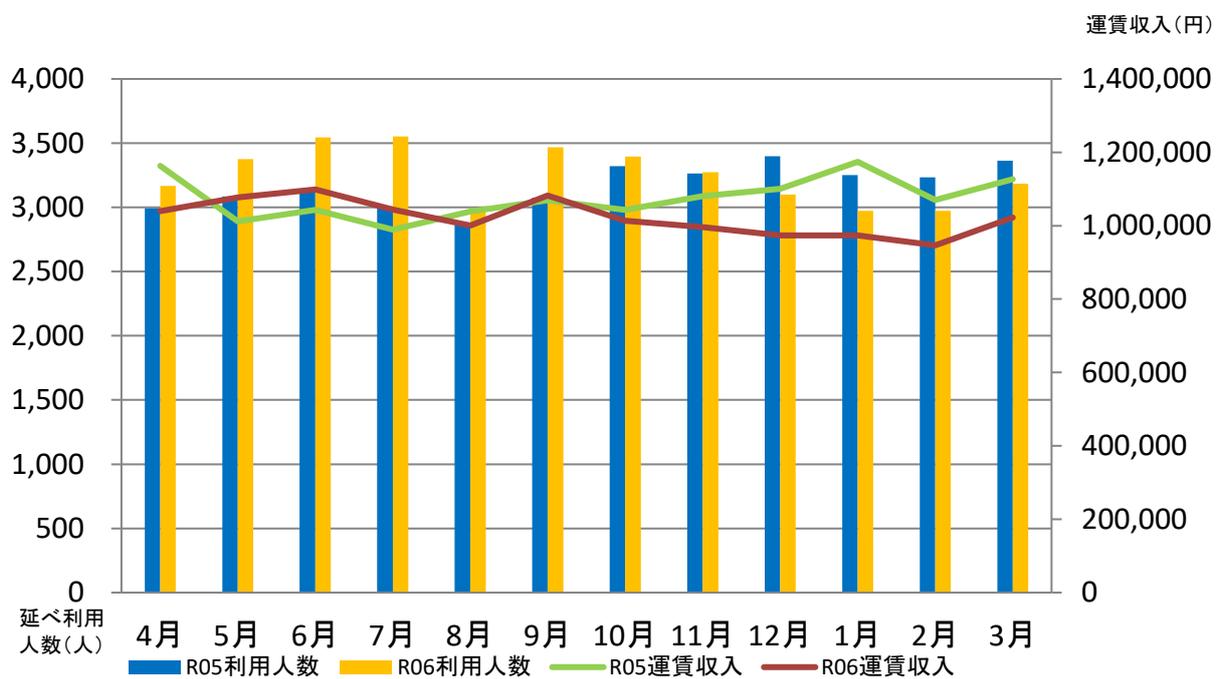
(1) 霞ヶ浦広域バス運行状況（令和6年4月～令和7年3月）

▷ 運行区間 土浦駅から玉造駅（1日5往復）

▷ 利用者数 (): 前年度実績

月	運行日数 (日)	延べ利用者数 (人)	1日平均利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)
4月	30 (30)	3,167 (2,992)	105.6 (99.7)	1,039,637 (1,163,508)
5月	31 (31)	3,367 (3,084)	108.6 (99.5)	1,076,892 (1,011,558)
6月	30 (30)	3,544 (3,138)	118.1 (104.6)	1,098,789 (1,042,764)
7月	31 (31)	3,553 (2,996)	114.6 (96.6)	1,043,870 (989,274)
8月	31 (31)	2,979 (2,869)	96.1 (92.5)	1,000,499 (1,038,680)
9月	30 (30)	3,467 (3,076)	115.6 (102.5)	1,082,467 (1,068,855)
10月	31 (31)	3,395 (3,322)	109.5 (107.2)	1,013,857 (1,043,340)
11月	30 (30)	3,274 (3,264)	109.1 (108.8)	995,704 (1,080,878)
12月	31 (31)	3,099 (3,398)	100.0 (109.6)	973,362 (1,100,824)
1月	31 (31)	2,973 (3,251)	95.9 (104.9)	973,612 (1,174,150)
2月	28 (29)	2,972 (3,234)	106.1 (111.5)	946,422 (1,069,947)
3月	31 (31)	3,184 (3,362)	102.7 (108.5)	1,022,275 (1,126,830)
計	365 (366)	38,974 (37,986)	106.8 (103.8)	12,267,386 (12,910,608)

▷ 利用者及び運賃収入の推移



(2) 霞ヶ浦広域バスWi-Fi利用状況

▷ 概要

バス利用者の利便性向上を図るため、バス車内において無料Wi-Fiサービスを提供している。

▷ Wi-Fi延べ利用人数

() : 前年度実績

区分	Wi-Fi延べ利用者数(人)	A	Wi-Fi利用率 (A/延べバス利用者)
4月～3月	1,196		3.1%
	(1,958)		(5.2%)

▷ Wi-Fi利用者の内訳

▶ 性別

男性 53.5%、女性 46.2%、不明 0.3%

▶ 年代別(上位)

① 50代 (36.6%)

② 10代 (27.4%)

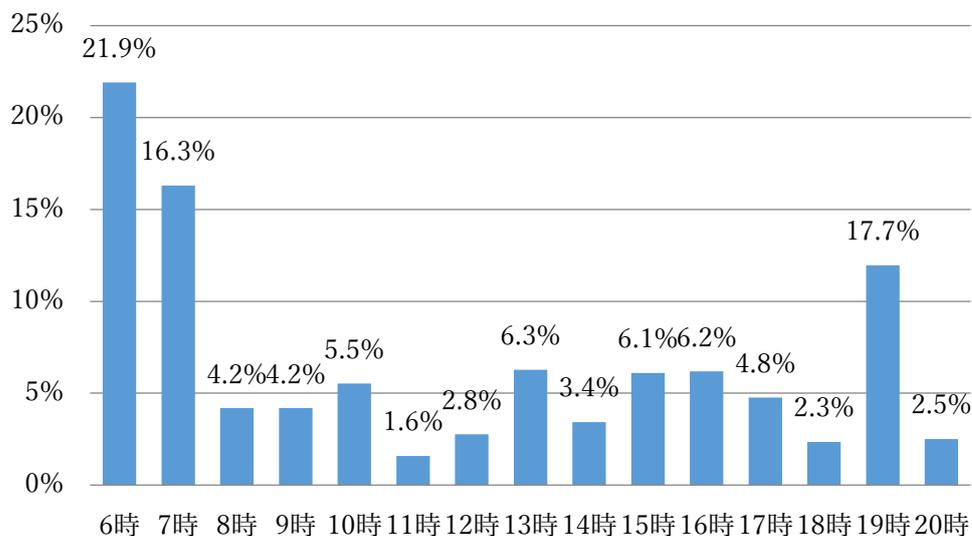
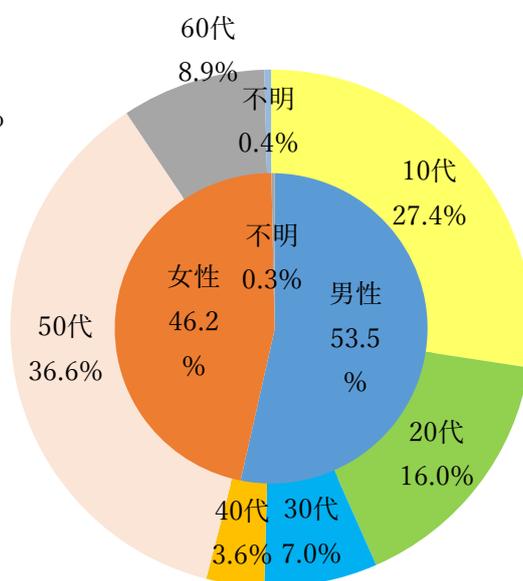
③ 20代 (16.0%)

▶ アクセス時間帯(上位)

① 6時台 (21.9%)

② 19時台 (17.7%)

③ 7時台 (16.3%)



(3) スクールパス (令和6年4月～令和7年3月)

▷ 発売枚数及び販売金額

() : 前年度実績

月	発売枚数 (枚)	販売枚数内訳		発売金額 (円)
		1か月	3か月	
4月	14 (22)	11 (17)	3 (5)	200,000 (320,000)
5月	11 (16)	10 (15)	1 (1)	130,000 (180,000)
6月	13 (14)	13 (14)	- (-)	130,000 (140,000)
7月	10 (12)	7 (12)	3 (-)	160,000 (120,000)
8月	7 (16)	5 (10)	2 (6)	110,000 (280,000)
9月	5 (17)	5 (15)	- (2)	50,000 (210,000)
10月	2 (12)	2 (11)	- (1)	20,000 (140,000)
11月	4 (18)	3 (16)	1 (2)	60,000 (220,000)
12月	4 (8)	4 (8)	- (-)	40,000 (80,000)
1月	9 (17)	7 (14)	2 (3)	130,000 (230,000)
2月	9 (12)	8 (10)	1 (2)	110,000 (160,000)
3月	4 (4)	4 (4)	- (-)	40,000 (40,000)
合計	92 (168)	79 (146)	13 (22)	1,180,000 (2,120,000)

3 千代田神立ライン

(1) 千代田神立ライン運行状況 (令和6年4月～令和7年3月)

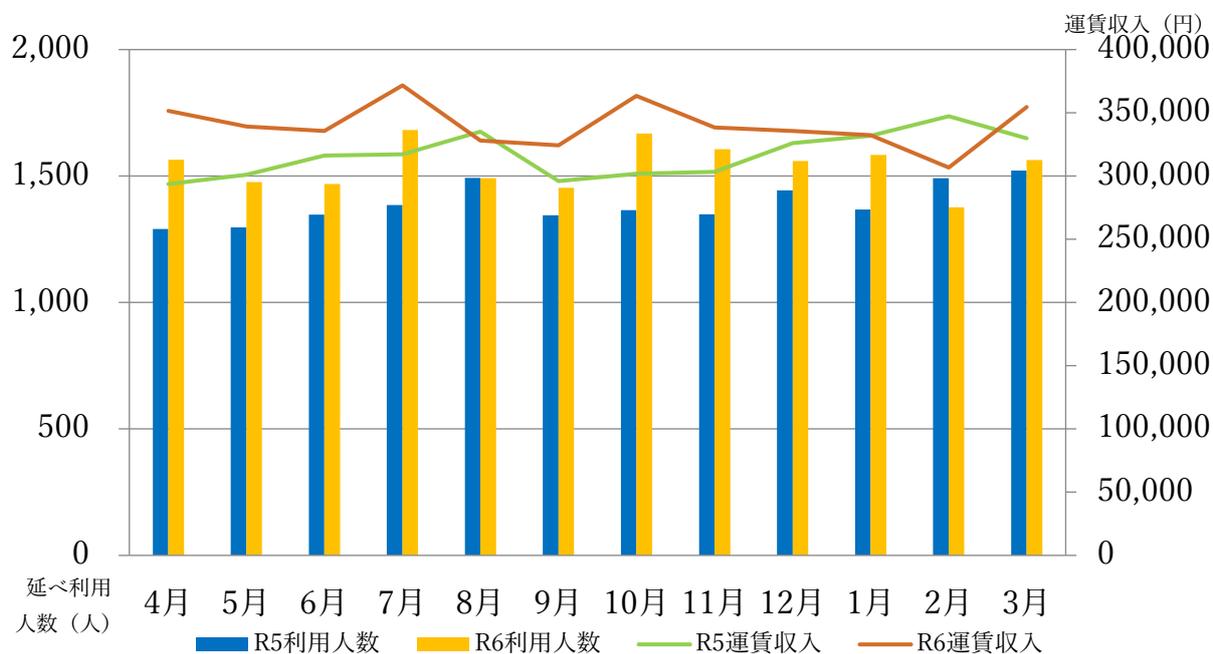
▷ 運行区間 神立駅西口から土浦協同病院 (1日16便)

▷ 利用者数 (): 前年度実績

月	運行日数 (日)	延べ利用者数 (人)	1日平均利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)
4月	30 (30)	1,565 (1,290)	52.2 (43.0)	351,535 (293,657)
5月	31 (31)	1,476 (1,297)	47.6 (41.8)	339,261 (300,996)
6月	30 (30)	1,468 (1,347)	48.9 (44.9)	335,596 (316,243)
7月	31 (31)	1,682 (1,385)	54.3 (44.7)	371,684 (317,082)
8月	31 (31)	1,491 (1,492)	48.1 (48.1)	327,966 (335,223)
9月	30 (30)	1,454 (1,345)	48.5 (44.8)	324,288 (296,019)
10月	31 (31)	1,668 (1,365)	53.8 (44.0)	363,432 (301,691)
11月	30 (30)	1,606 (1,349)	53.5 (45.0)	338,425 (303,313)
12月	31 (31)	1,560 (1,443)	50.3 (46.5)	335,719 (326,046)
1月	31 (31)	1,583 (1,368)	51.1 (44.1)	332,257 (331,902)
2月	28 (29)	1,377 (1,491)	49.2 (51.4)	306,706 (347,902)
3月	31 (31)	1,563 (1,521)	50.4 (49.1)	354,622 (329,912)
計	365 (366)	18,493 (16,693)	50.7 (45.6)	4,081,491 (3,799,986)

※令和元年10月から運行開始

▷利用者及び運賃収入の推移



(2) 千代田神立ラインWi-Fi利用状況

▷概要

バス利用者の利便性向上を図るため、バス車内において無料Wi-Fiサービスを提供している。

▷Wi-Fi延べ利用人数

() : 前年度実績

区分	Wi-Fi延べ利用者数(人) A	Wi-Fi利用率(A/延べバス利用者)
4月～3月	275 (283)	1.5% (1.7%)

▷Wi-Fi利用者の内訳

▶性別

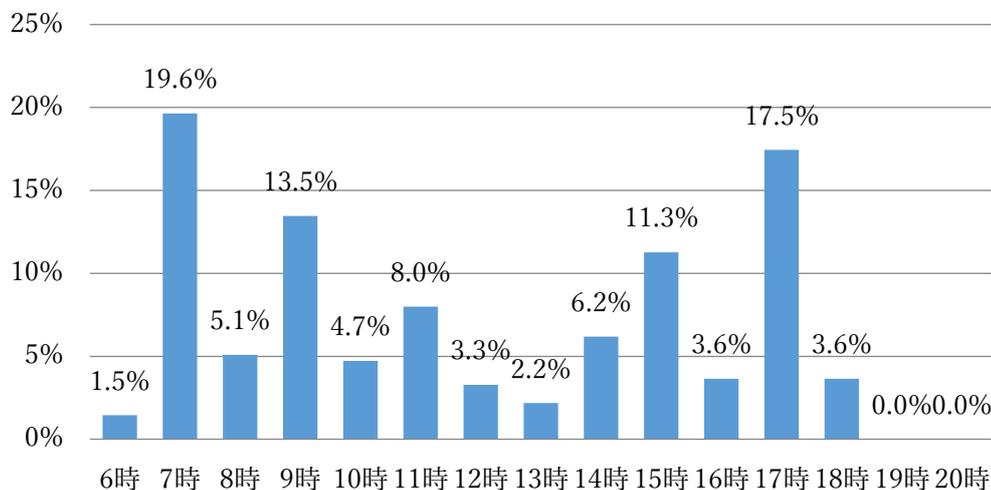
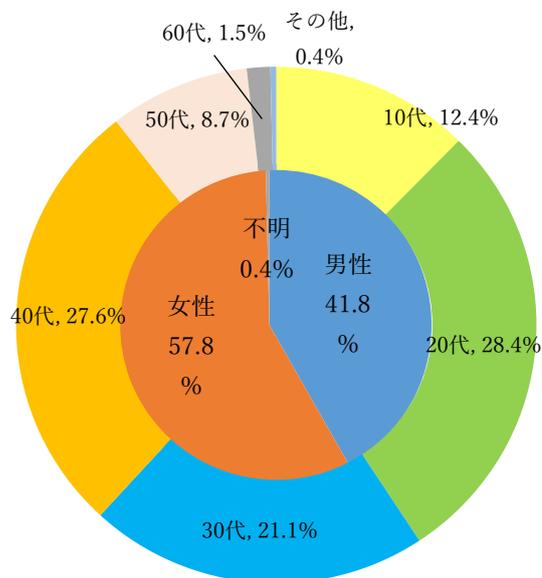
男性 41.8%、女性 57.8%

▶年代別(上位)

- ① 20代 (28.4%)
- ② 40代 (27.6%)
- ③ 30代 (21.1%)

▶アクセス時間帯(上位)

- ① 7時台 (19.6%)
- ② 17時台 (17.5%)
- ③ 9時台 (13.5%)



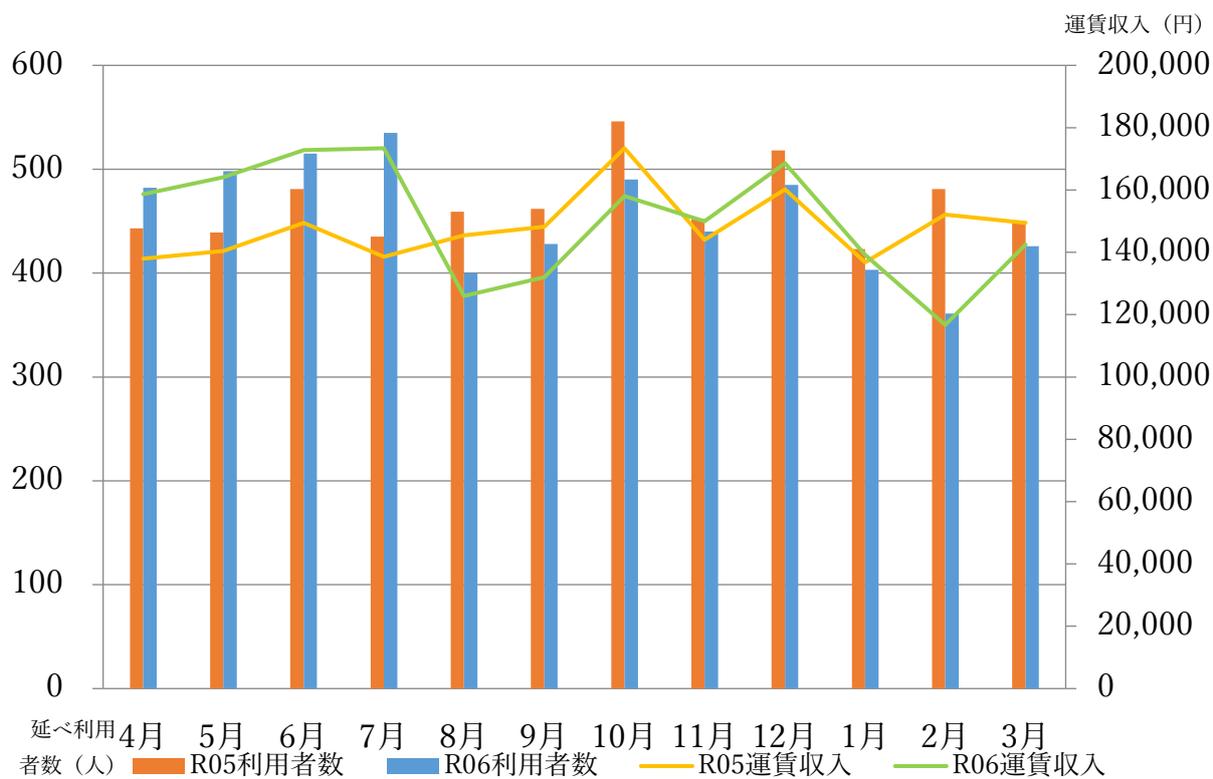
4 デマンド型乗合タクシー運行状況（令和6年4月～令和7年3月）

▷運行事業者：美並タクシー（運行台数2台）、千代田タクシー（運行台数1台）

▷利用者数 ()：前年度実績

月	運行日数 (日)	延べ 利用者数 (人)	1日平均 利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)	回数券収入 (円)
4月	21 (20)	482 (443)	23.0 (22.2)	158,700 (138,000)	145,500 (165,300)
5月	21 (20)	498 (439)	23.7 (22.0)	164,100 (140,400)	181,200 (122,400)
6月	20 (22)	515 (481)	25.8 (21.9)	172,800 (149,400)	171,300 (141,600)
7月	22 (20)	535 (435)	24.3 (21.8)	173,400 (138,600)	149,700 (151,500)
8月	18 (20)	400 (459)	22.2 (23.0)	126,000 (145,500)	119,700 (137,400)
9月	19 (20)	428 (462)	22.5 (23.1)	132,000 (148,200)	156,300 (144,000)
10月	22 (21)	490 (546)	22.3 (26.0)	158,100 (173,400)	141,900 (186,000)
11月	20 (20)	440 (452)	22.0 (22.6)	150,000 (144,000)	163,200 (139,200)
12月	20 (20)	485 (518)	24.3 (25.9)	168,600 (160,200)	160,200 (166,500)
1月	19 (19)	403 (423)	21.2 (22.3)	139,200 (136,800)	165,300 (116,700)
2月	18 (19)	361 (481)	20.1 (25.3)	116,700 (152,100)	119,100 (141,600)
3月	20 (20)	426 (450)	21.3 (22.5)	142,500 (149,400)	75,600 (129,600)
計	240 (241)	5,463 (5,589)	22.7 (23.2)	1,802,100 (1,776,000)	1,749,000 (1,741,800)
計 内 訳					
美並 タクシー	240 (241)	3,754 (3,852)	15.6 (16.0)	1,290,000 (1,247,700)	1,197,000 (1,228,800)
千代田 タクシー	238 (241)	1,709 (1,737)	7.1 (7.2)	512,100 (528,300)	489,000 (501,000)

▷利用者及び運賃収入の推移



5 タクシー利用助成事業利用状況（令和6年4月～令和7年3月）

▷助成券交付者数 304人（霞ヶ浦地区 78名、千代田地区 226名）

▷利用枚数 ()：前年度実績

月	助成券 (枚)
4月	440 (461)
5月	456 (473)
6月	415 (433)
7月	453 (419)
8月	421 (382)
9月	391 (312)
10月	492 (298)
11月	416 (268)
12月	393 (325)
1月	324 (290)
2月	323 (326)
3月	409 (431)
計	4,933 (4,418)

▷タクシー事業者内訳 ()：前年度実績

事業者名	美並タクシー	千代田タクシー	神立ハイヤー	その他
助成券利用枚数	393 (498)	0 (627)	3,225 (2,195)	1,315 (1,098)

6 高齢者運転免許自主返納支援事業(令和6年4月～令和7年3月)

▷利用者数及び支援相当額

() : 前年度実績

月	人数(人)	助成相当額(円)
4月	3 (6)	63,000 (126,000)
5月	1 (8)	23,000 (168,000)
6月	1 (5)	23,000 (105,000)
7月	0 (4)	0 (84,000)
8月	3 (5)	63,000 (105,000)
9月	0 (5)	0 (105,000)
10月	4 (3)	84,000 (63,000)
11月	3 (5)	63,000 (105,000)
12月	6 (5)	126,000 (105,000)
1月	5 (9)	105,000 (189,000)
2月	7 (3)	147,000 (63,000)
3月	3 (2)	63,000 (42,000)
合計	36 (60)	756,000 (1,260,000)

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目	予算現額(B)	収入済額(A)	比較(B-A)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	53,235,600	53,235,600	0	市からの負担金
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金	4,907,000	5,207,000	▲ 300,000	フィーダー補助金
4諸収入	1使用料	1使用料	1,631,400	1,749,000	▲ 117,600	乗合タクシー回数券売上
	2預金利子	1預金利子	1,000	17,218	▲ 16,218	
	3雑入	1雑入	0	0	0	
計			59,775,000	60,208,818	▲ 433,818	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	予算現額(B)	支出済額(A)	比較(B-A)	摘要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	236,000	0	236,000	
			食糧費	12,000	0	12,000	
		2事務費	消耗品費	100,000	70,719	29,281	
			通信運搬費	264,000	263,324	676	タクシー助成券発送
			手数料	134,000	66,495	67,505	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	人件費	2,539,000	2,538,812	188	オペレーター賃金
			旅費	24,000	0	24,000	
			印刷製本費	320,000	126,940	193,060	スクールバスPRチラシ・乗合タクシー回数券印刷等
			役務費	120,000	56,434	63,566	オペレーター電話料
			委託料	28,346,000	26,024,625	2,321,375	乗合タクシー運行事業委託・オンデマンドシステム管理業務委託、公共交通利用ガイド作成委託等
			使用料及び賃借料	159,000	158,400	600	臨時職員管理システム賃借料
			負担金、補助金及び交付金	27,452,000	20,174,636	7,277,364	バス運行事業費補助金、タクシー利用料金助成費事業
			償還金、利子及び割引料	15,000	0	15,000	
物品購入費	0	0	0				
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	54,000	0	54,000	
計				59,775,000	49,480,385	10,294,615	

収入合計 60,208,818
 支出合計 49,480,385
差引残額 10,728,433

監査報告書

令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿及び証拠書類に基づき、令和7年5月1日及び令和7年5月2日に会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

令和7年5月2日

かすみがうら市地域公共交通会議

監査員

茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事

服部 透



監査員

かすみがうら市区長会副会長

齊藤 英雄



<地域公共交通計画の評価等結果の様式>

かすみがうら市地域公共交通計画の評価等結果（令和6年4月～7年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
①中心市街地へのアクセス向上 千代田神立ラインの利用者数 10,000人/年	広報誌での千代田神立ラインの周知	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	18,493人/年（前年比110.8%） 前年度より利用者数が増加している。 令和元年10月に運行を開始し、周知が 図れてきたものと考えられる。	・路線全体で利用者が増加しているが、神立 駅東口～土浦協同病院区間の利用者増がその 他の区間の2.5倍となっている。	
②公共交通の必要性が高い主体の移動性の確保・充実 デマンド型乗合タクシーの延べ乗車人数 8,655人/年	広報誌でのデマンド型乗合タクシーの周知	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	5,463人/年（前年比97.7%）	・乗車延人数が微減しているが、一定の利用 人数は確保できている。千代田ショッピング モール内の乗降場所を分かりやすく表示する など、さらなる利便性の確保に努めていく。	
③広域連携の維持・推進 霞ヶ浦広域バスの利用者数 36,500人/年 スクールバス販売枚数 20枚/月	沿線の中学三年生へ霞ヶ浦広域バスとスクールバスの周知チラシとノベルティの配布	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	38,983人/年（前年比102.6%） 92枚/年（前年比54.8%） 月平均 7.7枚 乗車延べ人数については目標を達成した。	・通勤・通学者へ向けての広報周知の強化を 行う。合わせてスクールバスの周知も実施し ていく。	

<p>④多様な交通機関相互の連携強化</p> <p>既存交通・新技術を活用した実証実験 1事例以上実施 タクシー利用料金助成事業の利用枚数 1,050枚/年</p>	<p>・既存交通・新技術を活用した実証実験の研究 ・タクシー利用料金助成事業と要援護高齢者等福祉タクシー事業の再編 ・利用可能事業者の拡充</p>	<p>バス事業者の有する乗降データを用いて計測</p>	<p>実証実験回数 0回 助成券 4,933枚/年（前年比111.7%） タクシー利用助成券と要援護高齢者等福祉タクシーの再編によって利用枚数が増加している。</p>	<p>・当市地域課題の解決の可能性がある新技術を活用した公共交通の研究を行う。</p>	
<p>⑤公共交通を支える体制づくり</p> <p>霞ヶ浦広域バス 収支率67% 千代田神立ライン収支率18% デマンド型乗合タクシー 収支率20%</p>	<p>・霞ヶ浦広域バス、千代田神立ライン 周知、広報による利用者増加によって収支率の向上 ・デマンド型乗合タクシー運賃改定による収支率の向上</p>	<p>バス事業者及び市公共交通会議が有するデータを用いて計測</p>	<p>霞ヶ浦広域バス 収支率49.1%（前年比81.2%） 千代田神立ライン 収支率21.5%（前年比88.5%） デマンド型乗合タクシー 収支率6.3%（前年比98.4%）</p>	<p>・前年に引き続き広報周知によるバス利用者数の増加を図る。 ・バス待ち環境の整備等利便性の向上を図る。 ・バス路線の収支率が2024問題による人件費の高騰、車両の経年劣化による修繕費の増加により減少している。</p>	

(記載に当たっての留意事項)

- ・ 本様式中、表題の「(〇年〇月～〇年〇月)」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「-」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

新高校生等向けお試し乗車券について

○茨城県公共交通活性化会議が実施する以下の事業について報告するもの。

1 趣旨・目的

中学3年生及び中学3年生相当（高校受験を迎える生徒）を対象に、公共交通の乗り方や利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、県バス協会の協力により県内の路線バスが1乗車につき100円で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先（受験先）を検討する際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図る。

2 バスお試し乗車券の内容

(1) 対象者：茨城県内の中学校及び義務教育学校に在籍する令和7年度中学3年生（義務教育学校9年生）の生徒

(2) 有効期間：令和7年7月19日（土）～令和7年8月31日（日）※44日間（予定）

(3) 使用方法：

- ①リーフレットからバスお試し乗車券を切り離し、見学先の高校、乗降バス停、所属学校を記入
 - ②降車の際に、バスお試し乗車券をバス運転手に掲示後、整理券及び現金100円と一緒に運賃箱に投入（乗車券1枚につき片道1乗車の利用が可能）
 - ③バスお試し乗車券は、下記バス事業者が運行する路線バス（高速バス及び深夜バス除く）及び事業に協賛いただいたコミュニティバスで、ア～ウに該当する場合のみ利用可
- ア．茨城県内での乗降
イ．茨城県内で乗車し、茨城県外で降車
ウ．茨城県外で乗車し、茨城県内で降車

3 配布対象…次の220校の中学3年生（義務教育学校9年生）に配布

- (1) 公立中学校、義務教育学校・・・210校
- (2) 国立大学附属中学校・・・1校
- (3) 私立中学校・・・9校

4 配布部数…約25,000部（現時点）

- (1) 生徒及び保護者分…生徒1人につき1部（バスお試し乗車券2枚入り）
- (2) 教師分＋予備分…各学校の中学3年生徒数の1割または10部

<対象バス事業者>

関東鉄道(株)、茨城交通(株)、大和交通自動車(株)、朝日自動車(株)、茨城急行自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)、(株)昭和観光自動車、椎名観光バス(株)、(株)池田交通及び一部コミュニティバス運行事業者



5 実施スケジュール案

6月上旬以降、県交通政策課より各学校に配布。

	R7 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
R7年度 実施			★乗合委員会 (県バス協会)	★活性化会議 幹事会	★活性化会議 総会	運賃協議会※ 意見募集※	★事業者から運輸局へ届出提出					★実績報告
				リーフレット作成		★各中学校等へ送付 ★各中学校等にて生徒に配布		実施				
						バス乗り方教室※						

※R5.10.1改正道路運送法により、各市町村の運賃協議会における協議に先立ち、住民や利用者等の意見を募集する必要がある。

→新たに追加する路線（ルート）がある場合、各市町村の交通会議において、意見募集及び運賃協議会を実施する。

ただし、R5年度に参画していた路線やコミバス（ルート）については、そのR7年度までにルートを変更した場合であっても、R5年度に当該路線全域について届出しているため、R7年度の協議は不要。

※R7年度は、6月上旬から配布し、実施（夏休み前）までに各市町村にご協力いただき、お試し乗車券を使用した乗り方教室や教室掲示等により対象生徒への周知を図る。

6 実績

○平成27年度（平成28年春配布）から令和6年度までの配布状況

年度 ※1	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (R5春)	R5 (R5夏)	R6
作成 部数	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	34,000	34,000	33,000	29,000	27,000
実施 期間	28日間	28日間	26日間	26日間	26日間	49日間	49日間	49日間	42日間	41日間
学校数 ※2	123	123	122	121	120	145	146	147	267	228
新入生 数※2	26,735	26,235	25,870	25,307	24,742	23,674	23,850	23,972	24,878	24,050
利用 枚数	1,353	1,393	1,349	1,893	1,076	2,470	1,981	1,775	882	935

※1 令和4年度までは3～4月に実施していたが、令和5年度からは7～8月に実施。

※2 対象 令和3年度まで：新高校生のみ 令和4年度：新高校生及び新中高一貫校入学生

令和5年度から：中学3年生及び義務教育学校9年生（中学3年生相当）

令和6年度から：令和5年度の対象から中高一貫校及び特別支援学校等を除く。

デマンド型乗合タクシー及び千代田神立ラインに係る意見公募の結果について

1 意見公募の概要

令和7年4月7日から4月21日までデマンド型乗合タクシーの土浦協同病院の乗降箇所の設定及び千代田神立ラインの市内循環ルートの廃止について意見公募を実施。

期間中2件の意見が提出されたため、かすみがうら市意見公募手続きに関する要綱に基づき、市の考えについてホームページへ掲載した。

		コード	87
案件名		千代田神立ライン運行見直しについて	
募集期間		令和7年4月7日～令和7年4月21日	
意見受付件数		2件1項目【持参2件、郵送0件、FAX0件、電子申請0件】	
担当課		都市整備課	
No.	意見の要旨	市の考え方	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・前回から角来地区のコースが廃止になったので角来地区(私も含む)が不便になった。 ・今回角来地区を復活してほしい。(三輪眼科～ショッピングモール～神立病院～神立駅、角来入口～高木医院～稲吉東三丁目～角来公民館～三輪眼科) 	<p>角来地区を運行していたルートについては、運行事業開始以来の利用状況を勘案し、令和4年4月のルート変更に伴い廃止され、買い物需要に活用機会のある現在のルートへと変更されたところです。しかしながら、現在のルートにおいても、全体距離に対するかすみがうら市内運行距離が約60%にも関わらず、停留所利用割合が約24%と少ないことから、利用頻度の高い神立駅東口から土浦協同病院区間へと変更するものです。持続性の観点も踏まえ、このルートを存続させることで、市民の方々が地域医療の中核を担う病院への移動手段について維持に努めてまいります。</p> <p>また、バス路線の他に自宅前から指定乗降場所へ向かうデマンド型乗合タクシーもご用意しております。他にも要件はありますが、一般タクシーを利用する際の助成事業も実施しておりますので、積極的なご活用をご検討ください。</p> <p>なお、バス路線のルートは情勢等を鑑みながら決めていくこととなります。将来的に多くの市民の方々が向かう施設等の設置が見込まれる場合には再検討し、より利便性が高く持続可能なルートになるよう努めてまいります。</p>	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・前に通っていた病院を回るコースにかえていただきたい。今は三輪眼科、神立病院にタクシーで通っている。(前は、神立駅→角来入口→高木内科→稲吉東三丁目→角来公民館→三輪眼科→ショッピングモール→神立病院→神立駅) 	NO.1の回答のとおり	

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市大和田562番地かすみがうら市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2)地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関すること。
- (3)市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4)地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5)地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6)地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7)交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1)市長又はその指名する者
- (2)国及び県の関係行政機関
- (3)一般旅客自動車運送事業者
- (4)一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6)市議会議長
- (7)市民又は公共交通の利用者の代表者
- (8)学識経験者

(9)その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

(1)会長 1人

(2)監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 かすみがうら市都市建設部長を職務代理者とする。

4 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

8 交通会議は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴しまたは賛否を問ひ、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(運賃協議会)

第8条 交通会議は、道路運送法第9条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議するために運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会の委員は、道路運送法第9条第4項に基づき、次に掲げる者とする。

(1) かすみがうら市

(2) 当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局

- (4) 住民または利用者の代表
- (5) その他会長が必要と認める者
- 3 運賃協議会の協議をするときは、道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ公聴会の開催その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 第7条の規定は、運賃協議会の運営について準用する。

(幹事会)

- 第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。
- 2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。
 - 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

- 第10条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

- 第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、かすみがうら市都市建設部都市整備課に置く。
 - 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

- 第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

- 第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年 7月15日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和3年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和4年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和5年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和6年 5月31日から適用する。